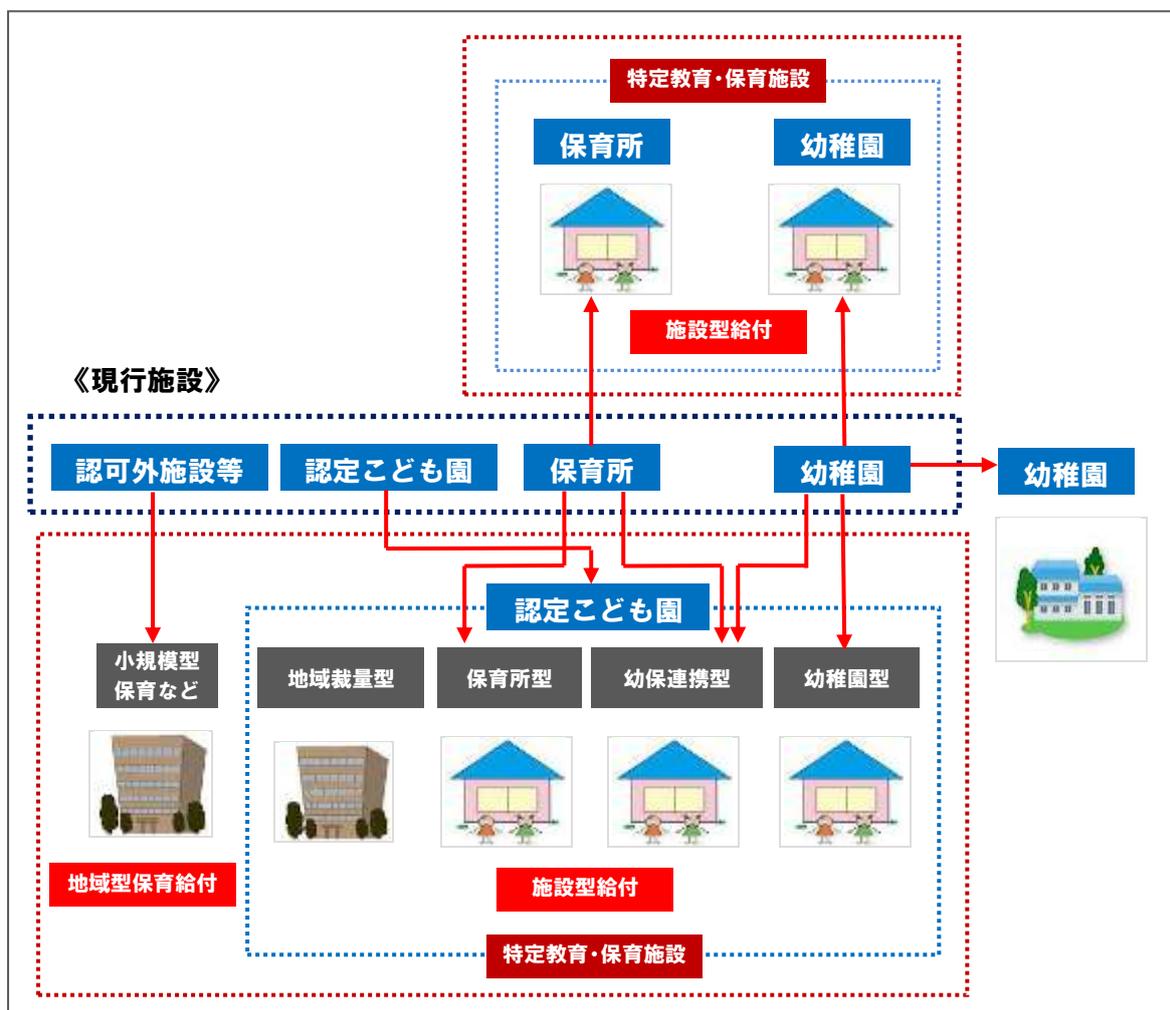


教えて！！“保育新制度”～保護者編～

社会福祉法人紅葉会
原田秀一

Q1 どんな施設があるの？

この図は、新制度がスタートする2015年4月1日の地域の様子です。今いる保育園と同じ施設がどこかわかりますか？ 少し考えてみましょう。



これだけたくさんの施設があるのに、市町村が保育に責任を負うのは「保育所」だけです。なにか変だと思いませんか？

この中からどの施設を選ぶかも、保護者にとってとても悩ましいことです。

Q2 私の園はどうなるの？

認可保育所には、三つの選択肢があります。そのまま「保育所」でいることもできれば、「幼保連携型認定こども園」や「保育所型認定こども園」に移ることもできます。どうするかは、その法人の理事会が決めます。

この三つの施設、というより、「保育所」とその他の二つの施設とには、“子どもの保育を受ける権利”に大きな違いがあることを知っていますか？法人がどの施設を選ぶかで、子どもの保育を受ける権利が違ってくる？なにか、聞き捨てならないですね。これは大変です。

そこで、この大きな違いを一緒に考えてみることにしましょう。

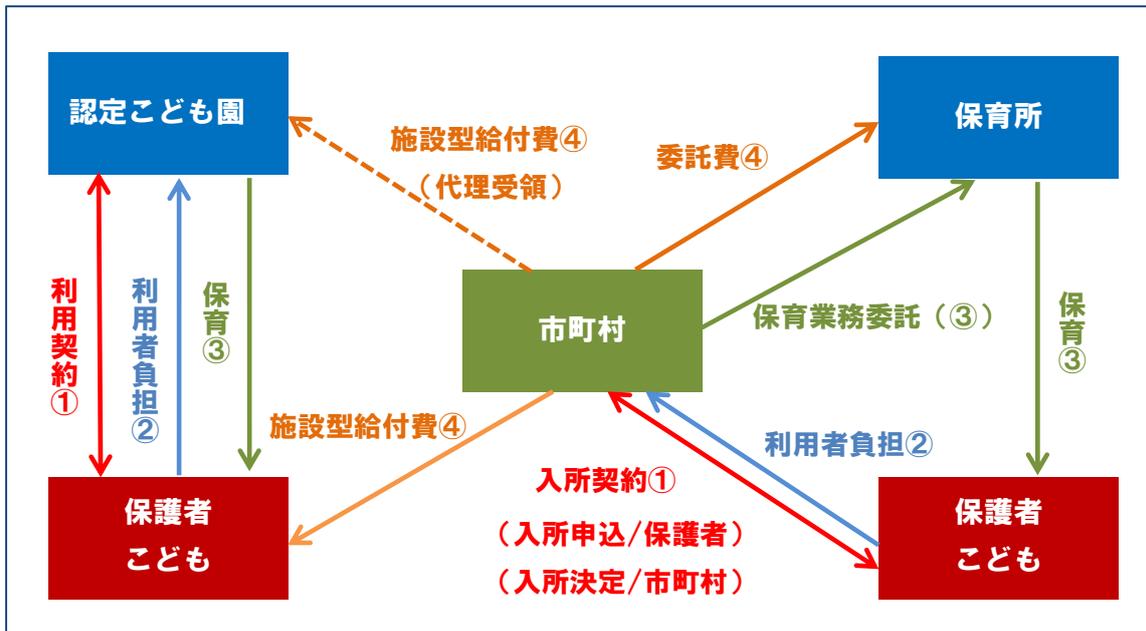
まず、三つの施設をどの子どもが利用できるかを確認しましょう。

施設	対象となる子ども	年齢	基準
保育所	① 保育が必要な子ども	① 0歳～	① 保育所
幼保連携型認定こども園	① 保育が必要のない子ども ② 保育が必要な子ども	① 3歳～ ② 0歳～	① 幼稚園と同基準 ② 保育所と同基準
保育所型認定こども園	① 保育が必要のない子ども ② 保育が必要な子ども	① 3歳～ ② 0歳～	③ 幼稚園と別基準 ④ 保育所と同基準

これだけでは、保育が必要な子どもの間に違いがあるようには思えませんね。しかし、子どもの保育を受ける権利からみると、決定的な違いがあります。

	認定こども園	保育所
市町村の責任	●入所は保護者の 自己責任 ●保護者への 給付責任のみ	● 市町村の責任 で入所を決定 ● 市町村の責任 で保育を実施
入所	●施設と保護者の 直接契約 ●施設が 契約を拒否 できる	●市町村と保護者の 公的契約 ●施設は 入所決定に不介入
退所	●滞納等を理由に 契約が解除 できる	●滞納等の保護者の事情により 退所させられない
不服申し立て	●契約不成立を理由に 不服申し立てはできない	●入所できない場合は 不服申し立てができる
教育と保育	●教育の時間と保育の時間が分離され、 保育が預かり になる	● 養護と教育を一体的 にすすめ、子どもの発達を保障する

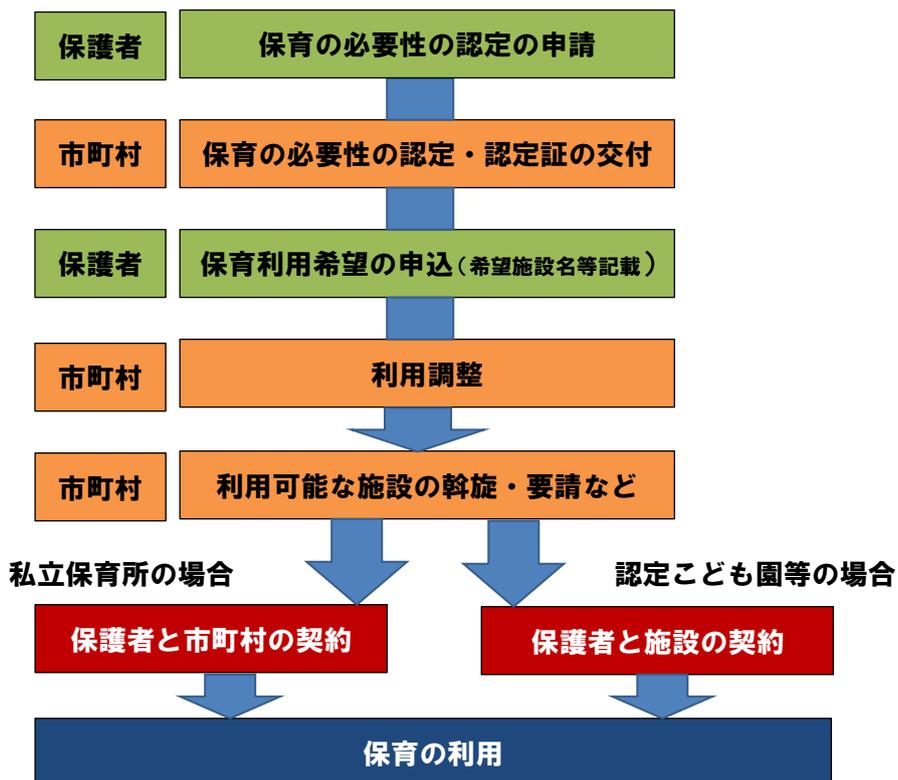
この決定的な違いを図で確認することにしましょう。次のページで、違いを見比べてください。



いよいよややこしくなってきました。しかし、わからないではすまされません。なぜなら、自分の子どもの保育とみなさんの就労に関わる、重大な話なのですから。同じ色の「→」で違いを確認しましょう。

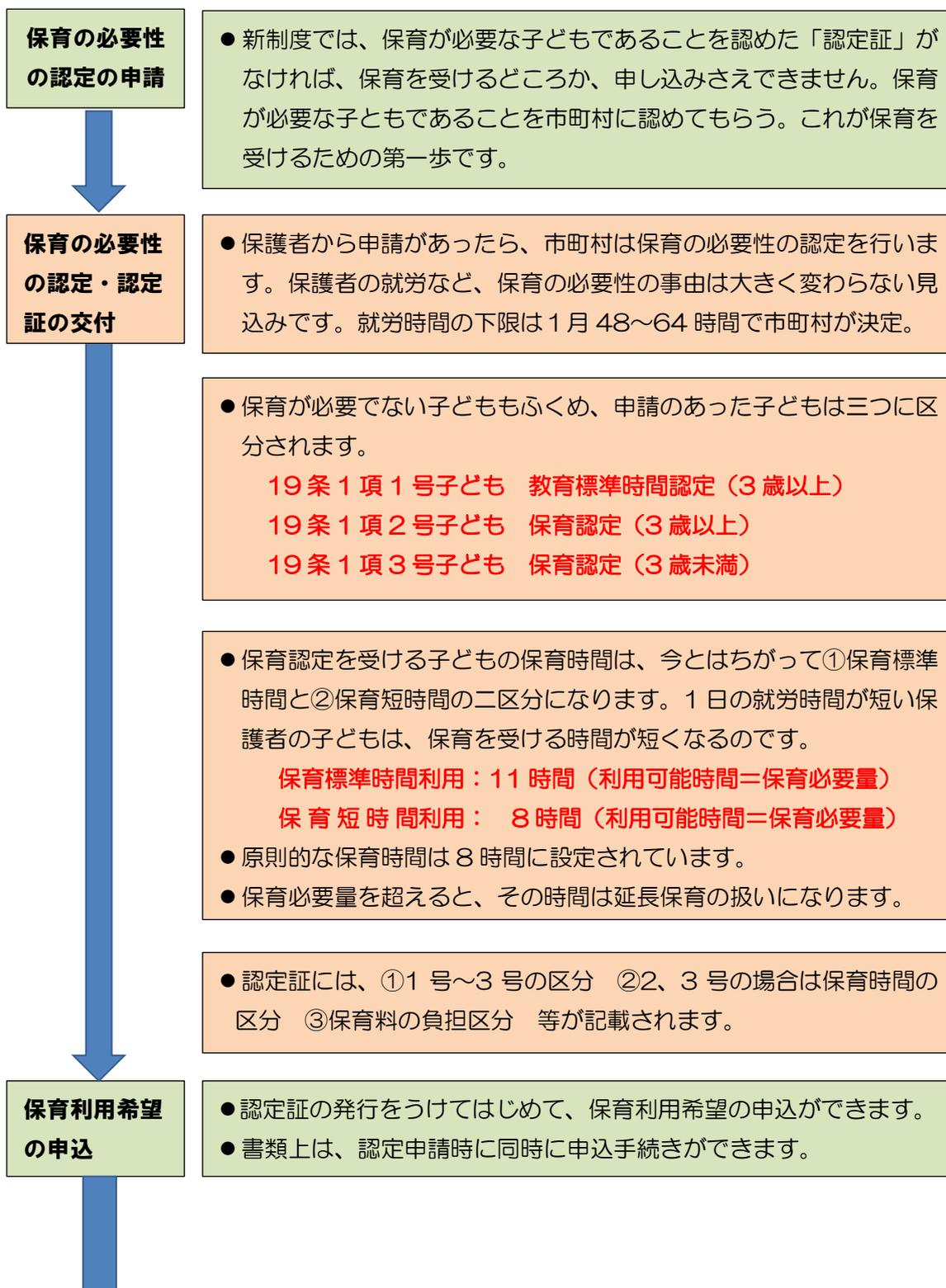
Q3 入園はどうやって決まるの？

新しい制度になると、入園までの手続きががらっと変わります。



これまでが、①市町村への入所申し込み ②入所決定、というシンプルな手続きだったので、ややこしさの実感は 10 倍以上といってもいいでしょう。

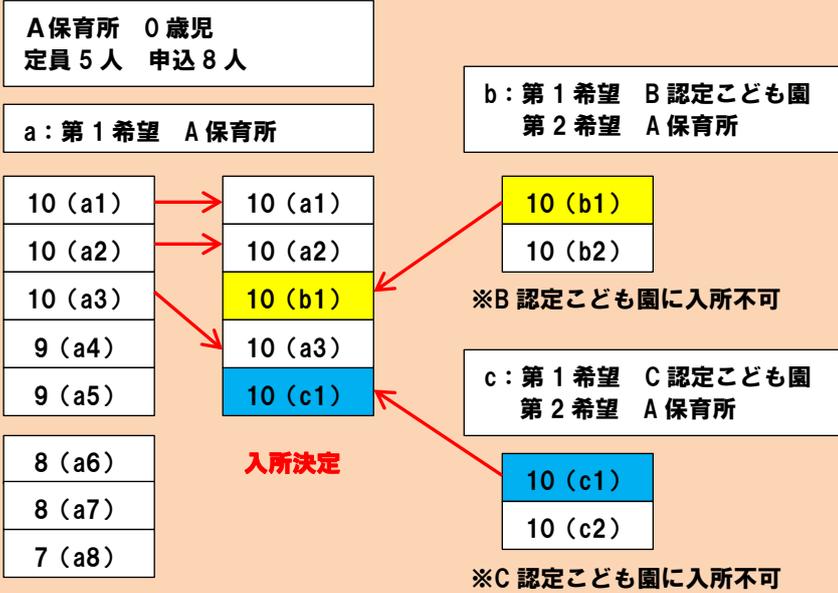
それでは、手続きを順に見ていきましょう。



利用可能な施設の斡旋・要請

- 市町村は申込にもとづいて、第一希望分の優先順位（ポイント）の高い子どもから順に、希望施設へ割り振ります。
- 第一希望から外れた子どもは、第二、第三希望という具合に調整が行われます。

●調整は次のように行われます。一次希望分で受け入れ枠に入っている子どもも、調整によって入所できなくなる子どもがでてきます。



注) 10 や 9 の数字は、施設ごとの優先順位を示すポイント

入所契約

- | 保育所 | 認定こども園 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の調整の結果、受け入れ枠に入れば、入所が決定する。 ●自動的に市町村との公的な契約が成立する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の調整で入所対象となっても、入所の決定とはならない。 ●施設との契約が成立してはじめて入所が決定する。 |

Q4 第 1 希望に入れなかった場合はどうなるの？

他園で枠から外れた優先順位の高い子どもが割って入ってくるので、第 1 希望の枠内に入っている子どもも入園できないことがあります。そのときは、第 2 希望、第 3 希望という具合で市町村による調整が行われ、入園先が決まります。

それでも希望園に入れられない場合は、受け入れが可能な保育所、認定こども園、小規模

保育などを市町村が紹介・斡旋することになっています。しかし、保育所以外は市町村に入所の決定権限がないので、保護者が施設と直接交渉して契約までもっていかねばなりません。自己責任、というわけです。

ところで、こうして斡旋してもらった保育所が自宅から遠い、あるいは、職場と反対方向になるなどで通うのがむずかしい場合でも、それが親の“わがまま”になってしまふことがあります。福岡県のある市では、自宅から園までの登園時間が20分以内であれば、入所を断るとそれが親の“わがまま”になり、待機児から外されてしまうのです。話は本題から外れますが、待機児童数のカウントにはこうしたカラクリがあることを知っておいてくださいね。

Q5 保護者がパートの子どもはどうなるの？

入園決定までの流れはわかっていただけましたね。でも、気になることはありませんでしたか？そうです。保護者がパートタイマーなどの短時間就労だった場合はどうなるのでしょうか？「優先順位」というのが気になりますね。

新しく申し込みをする子どもに比べ、在園児は優先順位で継続となる可能性が高いのは今までと変わりません。しかし、保護者がパートタイマーなどで短時間の認定をうけた子どもは、標準時間の子どもより優先順位が低くなると思われるので、他園で枠から外れた優先順位の高い子どもが割って入ってくるのが考えられます。

優先順位（ポイント）は市町村が決めるので一概には言えませんが、短時間の認定をうけた子どもは今より入りにくくなる可能性があるということです。

Q6 保育料は変わるの？

保育が必要な子どもは、標準時間（11時間の枠）か短時間（8時間の枠）の認定を受けます。保護者の就労時間によって、保育を受ける時間が違ってきます。今までと違って、みんなが同じように保育が受けられなくなるのです。保育への影響はQ7に譲るとして、ここでは保育料について考えてみましょう。

短時間認定の子どもは保育時間が短くなるので、普通に考えれば保育料も安くなるはずですが、一方で、それが保育所への委託単価に連動すれば委託費が少なくなり、保育所の財政がきびしくなります。保育士の非正規化が進み、保育も細切れにならざるを得ない状況がうまれてきます。

最近の資料では、短時間認定の利用者負担を保育標準時間認定の98.3%とする案がでています。利用時間が短くなるのに利用者負担があまり変わらないということなので、これは保護者の理解を得ることはできません。反面、減額率が抑えられるので、保育所収入は改善されます。このあたりの矛盾の解決は、国が方針をもてばそうむずかしいことで

はありません。単価を下げずに、利用者負担の率を引き下げればいいのです。

ところで、利用者負担（保育料）がどうなるかは、保護者にとって大きな関心事ですね。これまでの論議では、今と同じように、所得に応じた負担（応能負担）になりそうです。具体的な負担率は国が定める水準を上限に市町村が決定します。

Q7 保育はどうなるの？

新制度では、子どもが標準時間認定と短時間認定に分けられます。保育を受けられる上限時間は、それぞれ 11 時間と 8 時間です。子どもによって保育を受ける時間が違うなんて、おかしいと思いませんか？実際の保育室のなかも、今とは違ってきます。

保育が受けられる時間帯は下の図のとおりです。よく見比べてください。

《保育標準時間》

	← 11 時間（利用可能時間帯） →		
月曜日		原則的な保育時間（8 時間）	延長保育
火曜日		原則的な保育時間（8 時間）	
水曜日		原則的な保育時間（8 時間）	
木曜日	延長保育	原則的な保育時間（8 時間）	
金曜日		原則的な保育時間（8 時間）	
土曜日		原則的な保育時間（8 時間）	
日曜日	← 延長保育 →		

《保育短時間》

	← 8 時間（//） →		
月曜日		原則的な保育時間（8 時間）	延長保育
火曜日	延	原則的な保育時間（8 時間）	延
水曜日	長	原則的な保育時間（8 時間）	長
木曜日	延長保育	保	保
金曜日		育	育
土曜日		原則的な保育時間（8 時間）	
日曜日	← 延長保育 →		

標準時間認定の子どもは今までどおり最大 11 時間の保育を受けることができますが、短時間認定の子どもは最大 8 時間までしかそれが保障されません。短時間の子どももふくめ、全部の子どもに 8 時間の保育が保障されるようになるのであればこれは前進といえますが、問題もあります。最大の問題は、原則

